

広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設活用等に関する協定書

大字古寺区（代表者区長 城内 武治郎 以下「甲」という。）と広陵町（代表者広陵町長 山村 吉由 以下「乙」という。）は、広陵町新清掃施設（以下「現施設」という。）の操業停止後において現施設の一部を中継施設として活用することに関し、下記のとおり協定を締結する。

記

（現施設の操業の終了の確認）

第1条 平成17年5月2日に甲及び乙が締結した「広陵町新清掃施設設置及び操業に関する協定書」（以下「平成17年協定」という。）第3条第1項の規定に則り、操業は令和4年3月18日をもって終了し、同日後においてごみの処理は行わないものとする。

（中継施設としての活用）

第2条 平成17年協定に基づき設置された現施設の一部を、まほろば環境衛生組合が乙及び安堵町の不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみ（容器包装プラスチックごみを除く。）につき、また乙が乙の一般家庭の持ち込みごみにつき、それぞれ積み替えるために活用するものとする。

2 活用する施設は、リサイクル施設、車庫、通路及び駐車場を基本とし、別図に示す赤枠以外の施設及び場所とする。

3 活用の期間は、山辺・県北西部広域環境衛生組合（以下「広域組合」という。）における処理施設操業の終了までとする。

（広域組合処理施設稼働までの間のごみの取扱い）

第3条 乙は、広域組合による処理施設（以下「広域化施設」という。）の操業が開始されるまでの間、乙の全てのごみの積替えのために現施設を活用するものとする。

（安全の確保）

第4条 乙は、施設の運営に当たり管理を徹底し、安全の確保に努めるものとする。

2 平成17年協定第5条により設置した公害監視委員会は、ごみ対策委員会と名称を変更の上、継続するものとする。

(環境整備)

第5条 平成17年協定第4条で定まった環境整備事業のうち未了の事業については、誠意をもって履行するものとする。

2 前項の環境整備未了事業につき、甲において別の事業への変更を希望する場合は、甲乙協議し、合意を形成して整備を実施するものとする。

3 第3条の規定により、広域化施設の操業が開始されるまでの間は乙の全てのごみの積替えのために現施設を活用することから、引き続き地元及び周辺大字に令和3年度と同額の環境整備費を支払うものとする。広域化施設の稼働後については、引き続き地元及び周辺大字と協議するものとする。

(施設の整理と跡地利用)

第6条 平成17年協定第7条に定める跡地利用については、平成17年協定第9条第2項に定める「広陵町ごみ処理町民会議」において引き続き協議の上、町長に対し提言するものとする。

2 乙は、前項の提言を受理した場合、直ちに検討に着手し、提言受理から3年を経過する日までに跡地利用を決定するものとする。

3 跡地利用については、クリーンセンター及びクリーンセンター南側町有地を含めて協議するものとし、不要となる施設については、跡地利用が決定された後、速やかに乙において責任をもって撤去するものとする。

(市町村合併があった場合の対応)

第7条 乙は、本協定締結後において市町村合併の協議を行うときは、この協定に定める事項の履行を確保することを合併協議書に明示するものとする。

(ごみ処理基本計画)

第8条 乙は、「広陵町一般廃棄物処理基本計画」に基づき、町民に対しごみ減量及び資源化の推進を常時啓発するものとする。

(協定の見直し)

第9条 甲及び乙は、この協定締結の日から10年ごとに本協定内容の見直しの要否について検討するものとする。なお、広域化施設稼働後3年以内に、広域化施設及び中継施設の運営等について検証するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定める事項で疑義が生じた場合及び変更すべき事項が生じた場合

は、甲乙協議するものとする。

(議会の議決)

第11条 この協定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条の規定に基づき広陵町議会の議決のあった日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年1月26日

甲 奈良県北葛城郡広陵町大字古寺1770番地

古寺区

同代表者 古寺区長

城内 武志郎



乙 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

広陵町

広陵町長

山村 吉由



立会人 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷

広陵町議会議長

吉村 裕之

